入　札　説　明　書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

１　委託業務内容

（１）　業 務 名　旧東和高等学校校舎内一般・産業廃棄物等収集運搬業務及び処分業務

（２）　仕 様 等　業務仕様書による

（３）　契約期間　契約締結の日から令和９年３月31日まで

（４）　履行場所　旧東和高等学校（花巻市東和町安俵３区１番）

２　入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

（１）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第のいずれの規定にも該当しない者であること。

（２）　入札日現在で、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）。

（３）　入札日現在で、岩手県県税条例（令和３年岩手県条例第58号）第４条に掲げる税目及び消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税（課税対象業者に限る。）に滞納がないこと。

（４）　事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員ではなく、かつ、暴力団（同法同条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

（５）　入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から県営建設工事、建設関連業務及び庁舎等管理業務に係る指名停止措置を受けていない者であること。

（６）　入札日現在で、次に示す産業廃棄物全てについて、岩手県の産業廃棄物収集運搬業許可を取得している者であること。

ア　汚泥

イ　廃プラスチック類

ウ　木くず

エ　金属くず

オ　ガラス・コンクリート・陶磁器くず

（７）　入札日現在で、循環型地域社会の形成に関する条例(平成14年条例第73号)第13条及び第14条に基づき、岩手県産業廃棄物処理業者育成センターが行った格付けで「★、★★、★★★」に認定されている者であること。

（８）　入札日現在で、花巻市の一般廃棄物処理業許可を取得している者であること。

（９）　収集した廃棄物を岩手県外に持ち込む場合、入札日現在で、持ち込む都道府県の産業廃棄物収集運搬業許可を取得している者であること。

(10)　入札日現在で、岩手県に主たる営業所を有していること。

3　入札参加者手続等

（1）　入札参加者は、入札参加申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて、令和８年11月18日（水）午後５時までに15(２)の場所に提出しなければならない。

（2）　提出書類等を提出した者は、入札日の前日までの間において、その内容に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（3）　提出書類等は、岩手県において審査するものとし、要件が満されると認められた者に限り、入札に参加できるものとする。なお、提出書類等の補足、補正等は認めるが、令和８年11月20日（金）午後５時までとする。

（4）　審査結果は、入札参加者資格確認通知書（様式第２号）により令和８年11月24日（火）までにメール又はファクシミリにより通知する。

4　入札参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して申請書を提出することはできない。なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札参加を認めないものとする。

（1）　資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア　親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（2）　人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（3）　中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合とその組合の組合員又は会員の場合

（4）　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合又は上記(１)から(３)と同視しうる関係が認められる場合

5　入札、開札の日時及び場所

（1）　日時　令和８年11月26日（木）午前11時00分

（2）　場所　盛岡市内丸10番１号　岩手県庁舎10階　教育委員室

6　入札書に関する事項

入札書には、下記を記載の上、押印すること。

（1）　入札年月日

（2）　入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び

印。委任された者が入札を行う場合は、委任者住所、氏名、受任者氏名及び印）

（３） 宛名は「岩手県知事」とする。

（４） 入札金額（単価）

（５） 入札件名

7　入札の方法等

（１） １（１）の業務名での予定概算数量に対し、それぞれの契約単価を乗じて算出した額の総額で入札に付する。

（２） 入札には、入札書（様式第３号）を使用すること。

（３） 落札の決定は、入札書に記載された予定概算数量に対し、それぞれの契約単価を乗じて算出した額の総額をもって行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（４） 入札書は、５（１）の日時に５（２）の場所に持参するものとし、郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

（５） 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印で押印をしておかなければならない。また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（６） 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状（様式第４号）を提出しなければならない。

8　入札保証金に関する事項

入札公告に示すとおり。

9　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

（１） 競争入札の参加資格のない者がした入札の場合

（２） 入札書に所定の記名押印のない入札の場合

（３） 入札金額を訂正した入札の場合

（４） 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札の場合

（５） 入札件名の表示に重大な誤りがある入札の場合

（６） 同一入札の参加者又は代理人が２つ以上の入札をした入札の場合

（７） 代理人が提出した入札で、委任状が提出されていない入札の場合

（８） その他入札に関する条件に違反した入札の場合

10　落札者の決定方法

（１） 本件委託業務に係る入札公告及び入札説明書で示した全ての要件を満たしている者であって、会計規則（平成４年岩手県規則第 21 号）第 100 条の規定により決定された予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（２） 落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引か

せ、落札者を決定する。

（３）（２）の同価格の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定する。

11　再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札に付する。

12　契約保証金に関する事項

（１）　落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の５以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（２）　契約保証金には利息を付さない。

（３）　契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

13　契約に関する事項

（１）　契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

（２）　契約条項は別添契約書案のとおりとする。

（３）　落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった揚合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

（４）　契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とする。

（５）　搬入先事業への処分費の支払いは、契約業者が契約額の範囲内で適切に行うものとする。

14　入札に対する質疑

（１）　この入札について質疑がある場合には、令和８年 11 月 17 日（火）午後５時までに質問書（様式第５号）を持参、郵送、メール又はファクシミリにより、15（２）の場所に１部提出すること。

（２）（１）の質問書に対する回答は、令和８年 11 月 24 日（火）までにメール又はファクシミリにより行う。

15　その他

（１）　入札参加者が本件入札又は契約に関して要した費用については、全て入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

（２）　入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

岩手県教育委員会事務局教育企画室予算財務担当

郵便番号　020-8570　盛岡市内丸 10 番１号

電話番号　019-629-6111

Ｆ Ａ Ｘ　019-629-6119